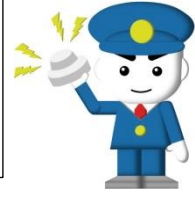


# 住宅用火災警報器について



家庭内で就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中しているとき等には、火災に気づくのが遅れてしまいます。そんなとき、住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。



## 【住宅用火災警報器の設置が義務付けられた背景】

住宅火災で死者が発生する要因として「逃げ遅れ」が多くを占めています。特に夜間の就寝時間帯は火災の発生に気が付かないことが多いです。火災で発生する煙は、呼吸を妨げるだけでなく、視界を奪い、避難を困難にさせてしまいます。火災から尊い命を守るには、発生初期に火災に気づき、避難する時間を少しでも多く作ることが重要となります。

このような背景から、住宅火災発生時の「逃げ遅れ」を防止するため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。(陸前高田市火災予防条例)

## 【住宅用火災警報器の効果】

総務省消防庁において、平成 27 年から平成 29 年までの 3 年間における失火を原因とした住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、**死者の発生は約 4 割減、焼損床面積、損害額は概ね半減した**結果となっています。

これは、住宅用火災警報器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクを大幅に減少させることができることを表しています。

## 【住宅用火災警報器の設置率】

平成 30 年 6 月 1 日現在の陸前高田市消防本部管内の**住宅用火災警報器の条例に適合した一部設置率は 82%、条例に適合した全部設置率は 59%**となっています。火災から尊い命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

## 【住宅用火災警報器の奏功事例】

住宅用火災警報器が設置されていたため、大きな火災にならずに済んだ奏功事例を紹介します。

### (奏功事例①)

ガス台のグリルを使って料理をしていましたが、少しキッチンを離れてしまいました。その間にグリルに溜まっていた古油に引火して、煙を出して燃え広がりました。住宅用火災警報器の音が聞こえたため、すぐに戻り、消し止めることができました。

### (奏功事例②)

就寝中、掛け布団が電気ストーブに触れてしまいました。布団を焦がし、煙が上がったため、寝室の住宅用火災警報器が鳴動しました。急いで水をかけ、大事に至らずに済みました。

## 【住宅用火災警報器の設置場所】（陸前高田市火災予防条例 第 29 条の 3）

住宅用火災警報器は、基本的には寝室と寝室がある階の階段上部に設置することが必要です。

- ①寝室 — 就寝に使われる部屋に設置
- ②階段 — 寝室がある階の階段最上部に設置
- ③3階建て以上の場合
  - └ 寝室がある階から、2つ下の階の階段に設置
  - └ 寝室が避難階（1 階）のみにある場合は、居室がある最上階の階段に設置
- ④その他 ①②③以外で警報器を設置する必要がなかった階で、就寝に使用しない居室（床面積が7㎡以上）が 5 以上ある階の廊下等に設置

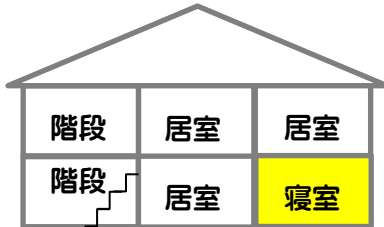
※条例では台所への設置義務はありませんが、火を使用する場所ですので、設置を推奨しています。

（設置例図：平屋建ての場合）

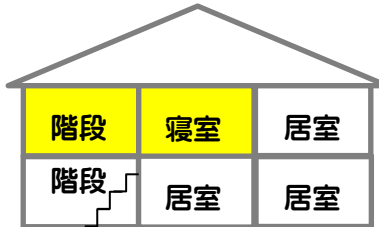


 : 設置が必要な箇所

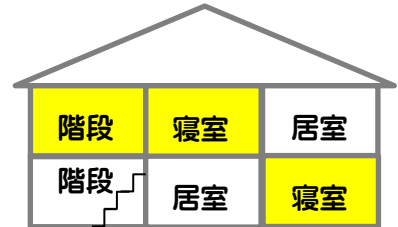
（設置例図：2階建ての場合）



◆寝室が1階のみ  
寝室（1階）に必要



◆寝室が2階のみ  
寝室（2階）と寝室がある階  
（2階）の階段上部に必要



◆寝室が1階、2階  
寝室（1階及び2階）と寝室  
がある階（2階）の階段上部  
に必要

## 【住宅用火災警報器の点検・管理】

住宅用火災警報器の電池の寿命は、メーカーや機種によって異なりますが、おおむね 10 年程度とされています。また、本体内部の電子部品の劣化が考えられます。住宅用火災警報器は長く取り付けている間に感知部分にほこりが付いたり、台所に設置してある場合は油や煙で汚れて、火災を感知しにくくなる場合があります。住宅用火災警報器が「いざ」というときにきちんと効果を発揮するために、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。

（点検方法）

・住宅用火災警報器から下がっているひもを引く、又はボタンを押すなどして作動確認を行います。

正常なら「例：ピーピーピー火事です」のように鳴ります。

（お手入れ方法）

・ほこり、小さな虫などは誤作動の原因にもなるので取り除き、年に一度程度、家庭用の中性洗剤などに浸し、固く絞った布で軽く拭き取ってください。



※新しい警報器に交換又は電池交換した場合は、本体の側面などに、油性ペン等で「設置年月」を記入しましょう。 記入例：「設置年月 2019年3月」

【陸前高田市消防本部・消防署 予防係 電話 54-2119】